

「青梅市地域福祉総合計画」

第5期青梅市地域福祉計画

青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市再犯防止推進計画

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

青梅市認知症施策推進計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

[案]

あいさつから始めてみましょう。
地域の人とつながり、その輪が
大きくなります。



他人事も自分のこととして考えて、
声かけや見守りをしてみましょう。



困っていることや地域で気になっていることが
あれば、身近な人に話してみましょう。



地域には困っている人を助けるために
活動している人がたくさんいます。
もし、地域に困っている人、気になる人がいたら、
そのような人に伝えてくれるだけでも構いません。
自分一人で解決しようと思わなくても大丈夫です。



地域で活動する様々な主体が連携し、困っている方
を支援することで、みんなが暮らしやすい地域づくり
につながります。

何かやってみたいという方は、
はじめの一歩を踏み出してみましょう。



地域にはたくさんの活動があり、
新たなつながりが生まれます。
ちょっとしたことでも、誰かの手助けに
つながることもあります。

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定に当たって.....	2
第2章 計画改定の考え方.....	7
第3章 データからみる市の現状.....	12
第4章 計画の全体像.....	15
第5章 計画の進行管理.....	18
第2編 地域福祉計画(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)	20
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題	21
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系	41
第3章 取組内容	42
第4章 取組事例	61
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	62
第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題	63
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	107
第3章 取組内容.....	109
第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定	127
第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	128
第1章 障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題.....	129
第2章 計画の基本的な考え方	144
第3章 取組内容.....	146
第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み(数値は調整中)	163
資料編	181
取組指標.....	181

第1編 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成16年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後の社会潮流や新たな制度、法律等への対応を含め、改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間の我が国における福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者などといった対象者の属性や、虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援体制の構築を進めてきました。

一方で、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースや、既存の制度の対象となりにくいケースが明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、国では、全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的支援体制の構築の取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を進めることとしました。

本市では、平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、地域福祉コーディネーターの配置や既存の連携体制強化による相談支援の充実等に取り組むとともに、令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備を開始しました。

このようななか、地域福祉の推進に関する計画である第4期青梅市地域福祉計画および分野別の福祉計画である第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第5期青梅市障害者計画、第6期青梅市障害福祉計画、第2期青梅市障害児福祉計画が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、これらを合本し総合的な計画として策定するとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画を加え、本市の地域福祉の一層の推進に向けて本計画を策定するものです。

《国の主な動向》

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とこととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正(平成30年4月施行)され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第107条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第107条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第106条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

〈参考〉社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

また、孤独・孤立対策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた「孤独・孤立対策推進法」が成立(令和5年5月31日)し、令和6年4月1日に施行されます。

新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境等の変化(令和2年～)

令和2年以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大(以下「コロナ禍」という。)し、市民生活や行政活動などに大きな影響を与えました。これらの生活環境等の変化や社会的な混乱は、地域住民が抱える生活課題をより一層顕在化しました。

国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年)

平成28年に成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

〈参考〉成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

国「第二次再犯防止推進計画」(令和5年)

平成28年に再犯防止等の推進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、その後、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の計画では市町村の役割として、身近な基礎自治体としての適切なサービス提供、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり等を求めています。

〈参考〉再犯の防止等の推進に関する法律

(地方再犯防止推進計画)

第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

二 略

こども基本法の成立、こども家庭庁の設置(令和5年4月1日)

日本が平成6(1994)年に批准したこどもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立(令和5年4月1日公布)しました。心身の発達の過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

認知症基本法成立(令和5年6月)

全国的に認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症施策に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための法律として成立しました。

国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域事情に応じた市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務となっています。

〈参考〉共生社会の実現を推進するための認知症基本法

(市町村認知症施策推進計画)

第一三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

2・3 略

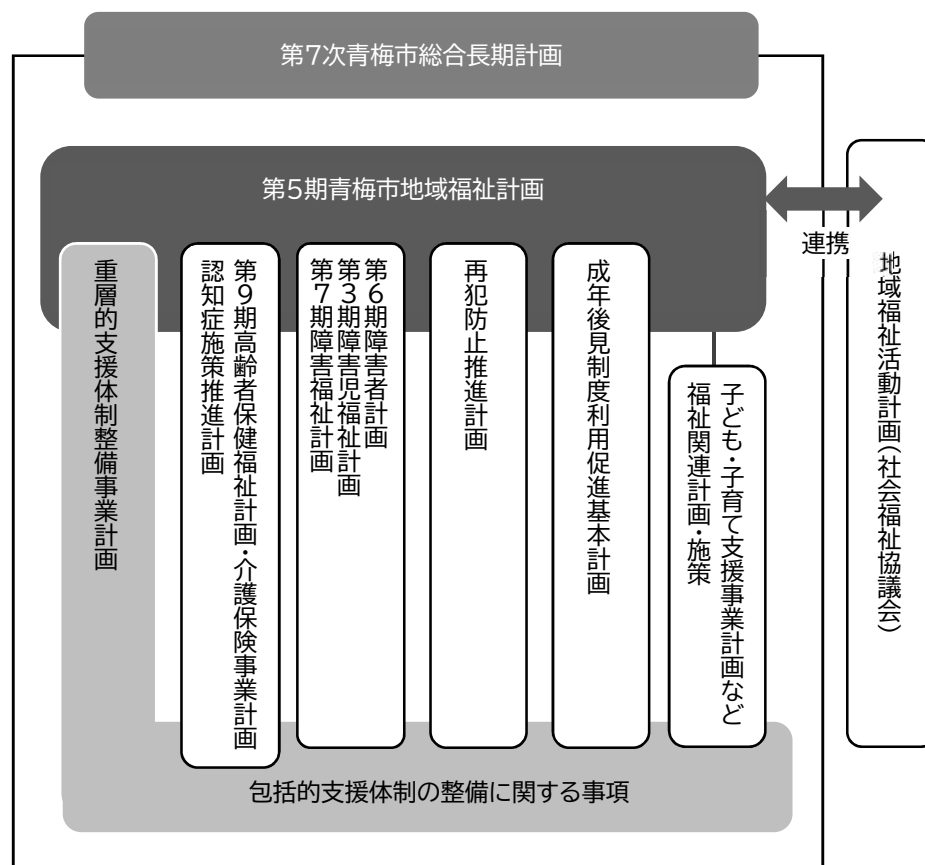
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 社会福祉法第 106 条の 5 の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定にもとづく「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定にもとづく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定にもとづく「市町村認知症施策推進計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条の規定にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定にもとづく「市町村障害児福祉計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定にもとづく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年度に中間見直しを行います）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画	第7次						
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・ 青梅市再犯防止推進計画・成年後見 制度利用促進基本計画)	第5期						
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (認知症施策推進計画)	第9期						
障害者計画	第6期						
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期・第3期						

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査実施概要

計画	調査対象	調査期間	回答数	調査方法
地域福祉計画等	18歳以上の市民 1,000人(無作為抽出)	令和5年5月12日 (金)～5月29日(月) (6月1日到着分までを 反映)	362件	郵送配布・郵送または web 回答
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	65歳以上の市内在住者(施設入所者および 介護認定要介護1から 5までの被保険者を除く)		2,577件	郵送による配布・回収
	要支援・要介護認定を 受けている方で、更新 申請・区分変更申請で 認定調査を受けた在 宅の方		419件	対象者のうち、自宅訪 問により聞き取りに協 力いただけた方を対象 にアンケート調査(回収 は郵送)
	市内の介護サービス 事業所および施設		134件	電子メール、電子申請 システムおよび郵送こ よるアンケート調査
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	身体障害者手帳、愛の 手帳(療育手帳)、精神 障害者保健福祉手帳、 難病医療費助成受給 者証をお持ちの方(無 作為抽出)	令和5年5月12日 (金)～5月29日(月)	914件	郵送による配布・回収

(2) 各種会議、委員会

計画	会議名	開催数（予定）
地域福祉計画(重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画を含む)	地域共生社会推進会議	全5回
	包括的支援体制整備等庁内検討委員会	全2回
	地域福祉計画部会	全2回
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等	介護保険運営委員会	全5回
	介護保険事業計画等策定部会	全3回
	庁内検討委員会	全3回
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者自立支援協議会	全3回(計画に関する報告事項の数)
	障害者計画検討委員会	全5回
成年後見精度利用促進計画	青梅市成年後見制度利用促進審議会	全3回

(3) パブリックコメント

令和5年12月15日～12月28日 ●件

第2章 計画改定の考え方

1 福祉共通理念

多様性を認め合い、 みんなが健やかに暮らせるまち

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考えです。

「福祉」とは本来、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

一方で、近年の社会情勢を見ると、福祉に対するニーズは複雑化・多様化しているほか、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えるケースもあります。

こうした地域の生活課題に対し、これまでの子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに設けられた制度で対応するだけでなく、多様な機関や専門分野が連携しながら関わっていくことが重要です。

こうした一人ひとりの福祉ニーズに対応しつつ、一人ひとりがお互いを尊重し、助け合い、安心して地域で暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して、市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等がそれぞれの役割の中で協働することが、地域福祉です。



3 本市が取り組む重層的支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業実施計画）

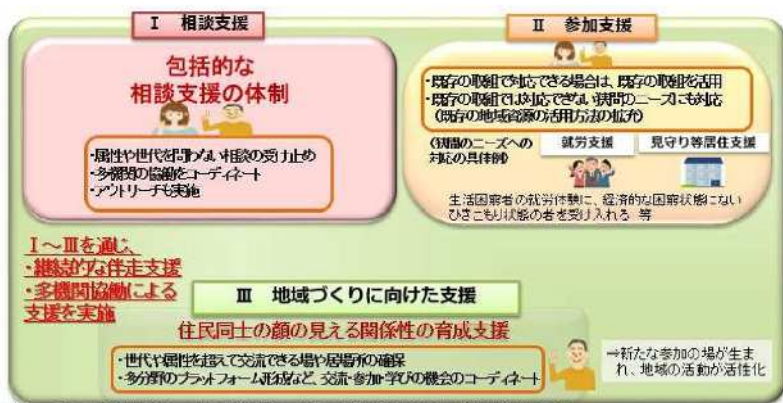
令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（改正社会福祉法等）において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村が一体的に実施するものです。

青梅市の重層的支援体制整備事業の特徴は右のとおりです。

（計画策定の背景・趣旨は2ページ、法的な位置づけは4ページ、計画期間および計画策定の体制は5,6ページ、取組内容は43ページ以降に記載しております。）

重層的支援体制整備事業の概要（厚生労働省資料より）



事業名(社会福祉法)	方向性
① 包括的相談支援事業(106条の4第2項第1号)	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置し、身近な福祉相談に応ずるとともに、複雑化・複合化した相談にも包括的に対応します。
② 参加支援事業(同項第2号)	地域福祉コーディネーターが中心となり、既存の事業では対応できない当事者・世帯の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
③ 地域づくり事業(同項第3号)	既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の設置整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(同項第4号)	地域福祉コーディネーターが中心となり、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人へのアウトリーチを行います。
⑤ 多機関協働事業(同項第5号)	地域福祉コーディネーターや青梅市相談支援包括化推進員が中心となり、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
⑥ 支援プランの作成(同項第6号)	地域福祉コーディネーターが中心となり、多機関協働事業における支援プランの作成を行います。
事業の推進体制	市民や学識経験者等を委員とする青梅市地域共生社会推進会議や青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会などを通じて進捗状況の確認・検証を行います。

青梅市における包括的な福祉相談支援体制



地域福祉コーディネーター
地域福祉を支援するため、専門的な対応が必要な事例の対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。



青梅市相談支援包括化推進員
複雑化・複合化している地域住民が抱える課題を解決するため、地域福祉コーディネーターとともに各相談支援機関と連携し、必要な支援をコーディネートする。

【現状】

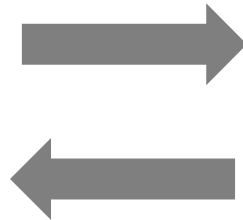
- *どこに相談していいかわからない
- *市役所は遠い、行きづらい



相談者



支援が届いていない人



包括的相談支援事業

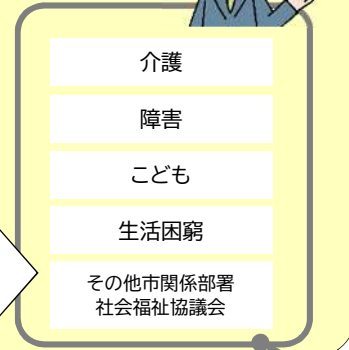
【新設】

- *身近な福祉総合相談窓口(地域型)
- *各地域の市民センター11か所に設置
- *それぞれ地域福祉コーディネーターを配置
- *必要な相談機関等八つなぎます

※属性を問わない包括的な相談支援を行います



連携



アウトリーチ等事業



地域づくり事業



連携

複雑化・複合化した課題を抱えた相談

多機関協働事業等

- 支援会議・重層的支援会議の開催
- 支援プランの作成



民生委員・児童委員	NPO 法人等
幼稚園・保育所	小学校・中学校
立川児童相談所	西多摩保健所
保護司	医師 病院 社会福祉事業者
社会福祉協議会	警察 公共職業安定所 etc.

対象分野	設置形態	運営形態	主な相談機関
介護	基本型	委託	・地域包括支援センター(5か所)
障害	基本型	委託 直営	・障がい者サポートセンター ・障がい者福祉課窓口
こども	基本型	委託 直営	・子育て支援センター「はぐはぐ」 ・こども家庭センター
生活困窮	基本型	直営	・地域福祉課(生活自立支援)窓口

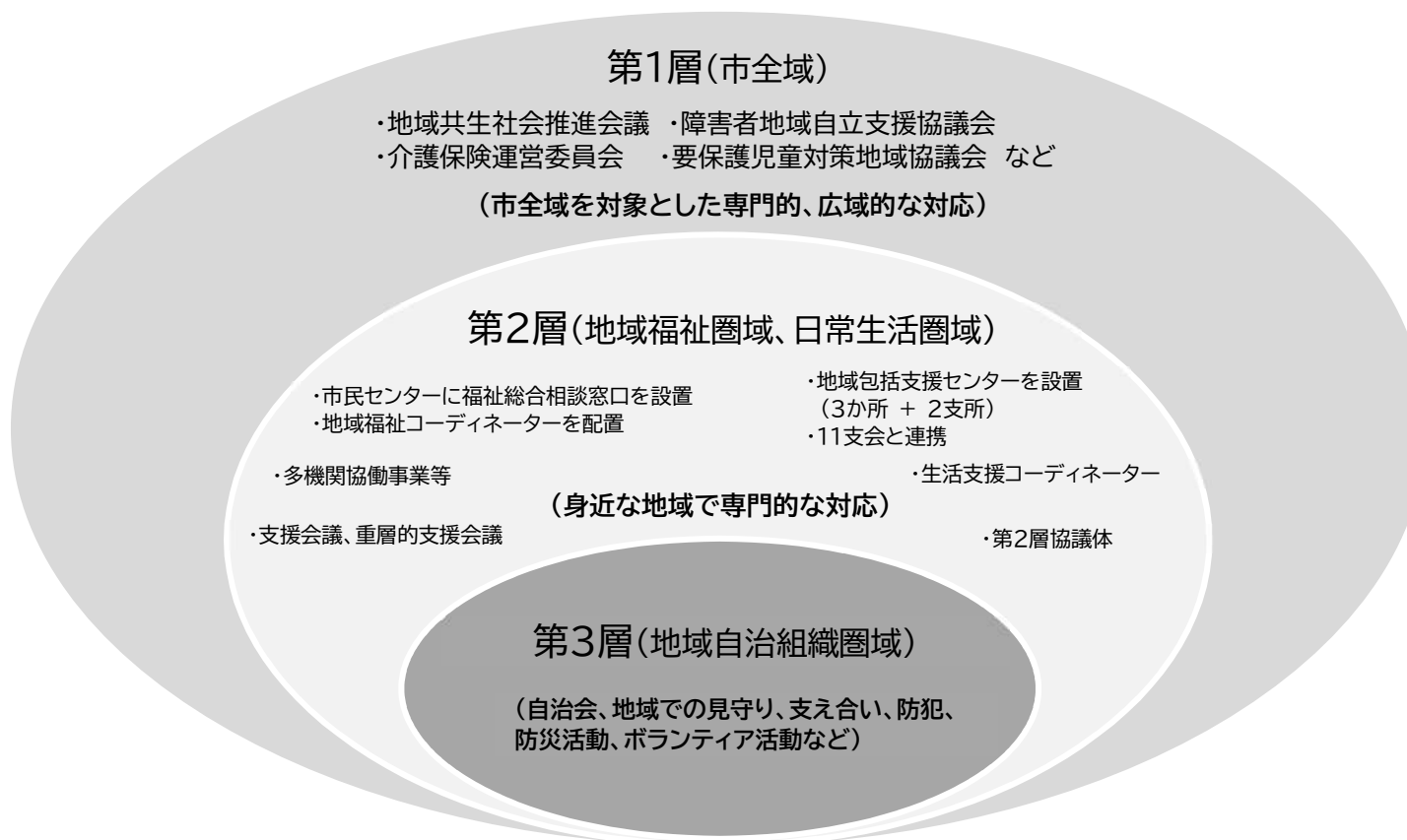
対象分野	実施事業	運営形態	主な実施体制
介護	地域介護予防活動支援事業	直営	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業	委託	生活支援コーディネーター(5か所)
障害	地域活動支援センター事業	委託	障がい者サポートセンター
こども	地域子育て支援拠点事業	委託	子育てひろば(16か所)
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	直営	地域福祉課
		委託	地域福祉コーディネーター(11か所)

4 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合っており存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

青梅市における圏域の考え方



第3章 データからみる市の現状

1 地域特性

本市は、都心から西へ 40～60 km圏にあり、中央部に鉄道が走っており、都心へのアクセスが良好です。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通り、青梅インターチェンジが設置されており、他県との行き来において利便性が高くなっています。

また、面積の6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。

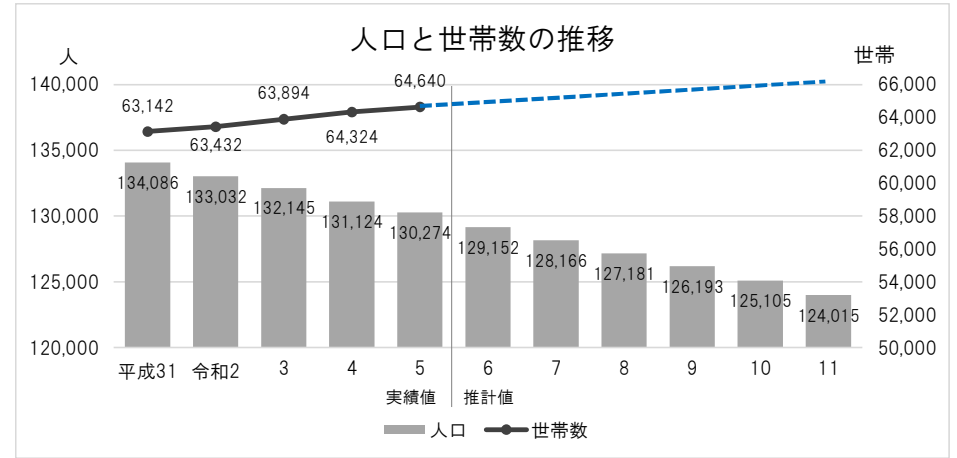
古くから霊山として崇められ、多くの野鳥や植物が生息する御岳山や、カヌーをはじめアウトドアの拠点として親しまれ、名水百選にも選定されている御岳溪流をはじめ、先人から受け継がれた美しい自然を有しています。

2 人口・世帯の状況

(1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は年々減少傾向となっています。令和5年時点は 130,274 人となっていますが、地域福祉計画の計画最終年度である令和 11 年には 124,015 人となる見込みです。

一方、世帯数は年々増加傾向にあります。国勢調査の家族類型別にみると、平成 27 年から5年間で単身世帯が約 3,000 世帯増加しており、特に高齢単身世帯は約 2,000 世帯の増加となっています。



注：外国人を含む
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)
推計値資料：青梅市独自推計

家族類型別一般世帯数の推移

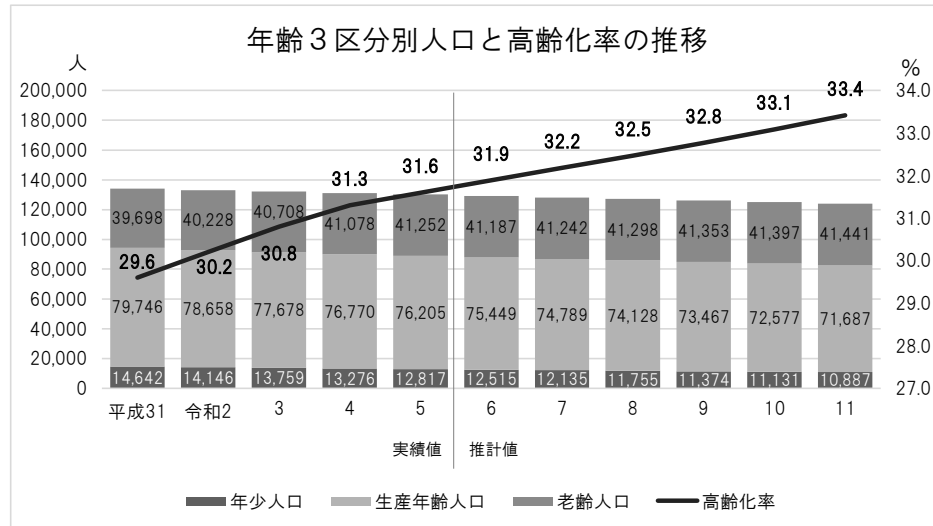
単位：世帯

	総世帯数	親族のみ世帯		非親族世帯	単身世帯	〈再掲〉	
		総数	うち核家族世帯			高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
平成27年	54,196	37,469	33,870	557	16,166	5,561	6,894
	(割合) 100%	69.1%	62.5%	1.0%	29.8%	10.3%	12.7%
令和2年	56,354	36,486	33,562	715	19,099	7,412	7,825
	(割合) 100%	64.7%	59.6%	1.3%	33.9%	13.2%	13.9%

注：総世帯数は不詳を含む
資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

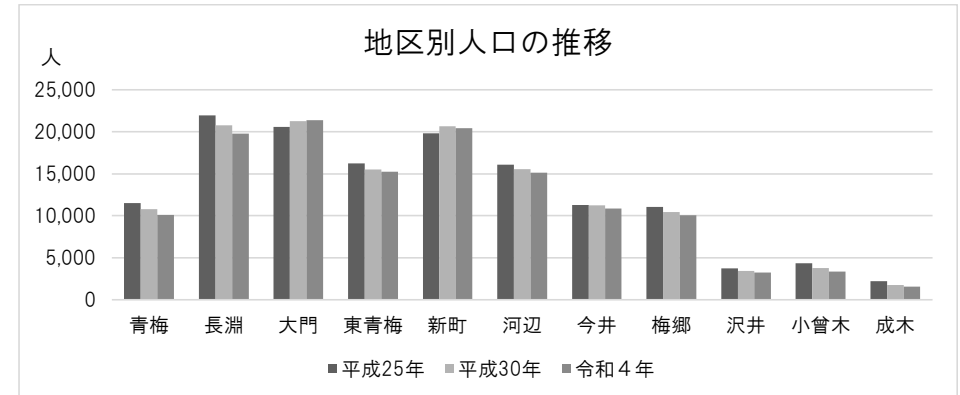
年齢3区分別人口をみると、過去5年間で生産年齢人口および年少人口は年々減少しています。一方で高齢人口は年々増加しており、高齢化率は令和5年1月1日時点で31.6%となっています。地域福祉計画の計画最終年度となる令和11年には33.4%となる見込みです。



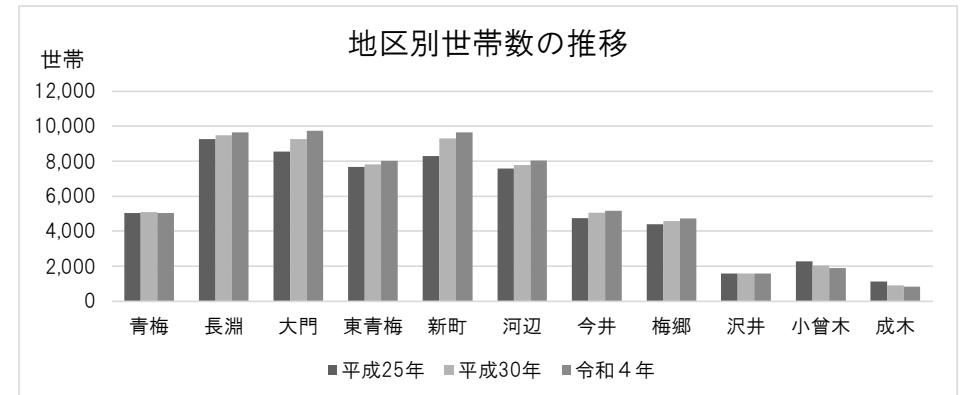
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)
推計値資料：青梅市独自推計

(3) 地区別人口・世帯数の推移

地区別に人口の推移をみると、大門地区、新町地区では過去10年間で人口が増加しています。また、青梅地区、小曾木地区、成木地区では人口・世帯ともに減少しています。



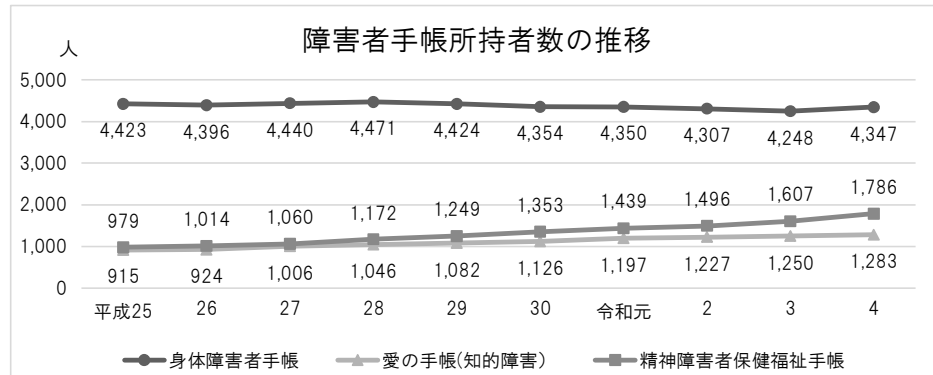
資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)



資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)

(4) 障害者手帳所持者数の推移

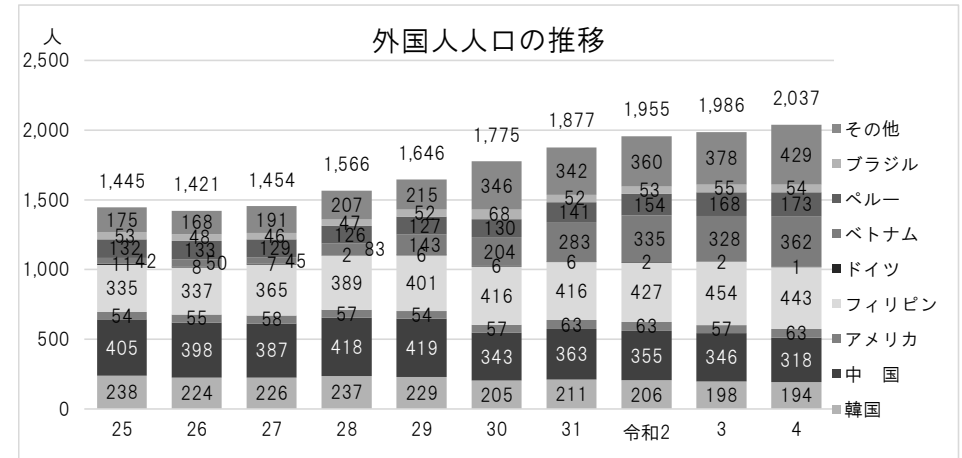
身体障害は平成 28 年度をピークに減少傾向、知的障害、精神障害は年々増加傾向にあり、特に精神障害が増加しています。



資料：青梅市行政報告書(各年度末時点)

(5) 青梅市における外国人人口の推移

外国人人口は年々増加傾向にあります。国籍・地域別にみると、これまで外国人人口の多くを占めていた中国が減少傾向にあり、年々増加しているフィリピンが最も多くなっています(令和4年)。またベトナムが過去5年間で急速に増加しています。



注：国籍・地域は、東京都の統計における国籍・地域を参考にしつつ特に人口の多い国籍・地域を記載している。

：平成29年以前の韓国は、朝鮮を含む。

：平成29年以前の中国は、台湾を含む。

資料：東京都の統計「外国人人口」(各年1月1日現在)

第4章 計画の全体像

1 第5期青梅市地域福祉計画施策体系

基本目標	基本方針	基本施策
1 顔見知りの関係づくり	(1)福祉意識の醸成	ア 人権教育の推進 イ 福祉教育の推進
	(2)地域の居場所・活躍の場づくり	ア 地域における交流機会の創出 イ 当事者・家族同士の交流支援 ウ 社会参加に向けた支援
	(3)見守り・防犯体制の充実	ア 見守りネットワークの充実 イ 防犯対策の推進
	(4)快適なまちづくりの推進	ア 福祉のまちづくりの推進
2 多様な主体による支え合い活動の推進	(1)地域活動の担い手となる人材育成	イ 活動者・ボランティアの育成
	(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	ア 活動継続に向けた支援 イ 社会福祉法人との連携強化
	(3)防災体制の充実	ア 災害時に備えた連携体制の構築
3 包括的な支援体制の整備・強化	(1)包括的な相談支援体制の充実	ア 相談支援・コーディネート機能の充実 イ 相談窓口の強化
	(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり 【青梅市再犯防止推進計画】	ア 分野横断的な連携体制の構築 イ 複合課題や制度の狭間への対応
	(3)サービス提供事業者への支援等	ア 制度の周知・普及 イ サービスの質の向上
	(4)権利擁護や成年後見制度の推進 【青梅市成年後見制度利用促進基本計画】	ア 権利擁護の推進 イ 虐待防止対策の推進

2 第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

基本目標	基本方針	基本施策	
1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり	(1)生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体づくり ウ 社会参加の機会の充実	エ 高齢者の就労支援 オ 移動支援サービスの充実 カ 敬老事業の推進
	(2)住民主体の生活支援の推進	ア 地域で支え合う体制づくり イ 見守り体制の充実	ウ 介護する家族への支援
	(3)介護人材の確保等、事業者への支援	ア 介護人材対策の推進 イ デジタル化の推進	
2 安心して暮らせる地域づくり	(1)安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進 イ 高齢者虐待防止に向けた取組 ウ 災害対策の推進	エ 感染症・熱中症予防の推進 オ 防犯対策の推進 カ バリアフリーの推進
	(2)認知症に関する支援の充実 【青梅市認知症施策推進計画】	ア 認知症への理解に関する普及・啓発 イ 認知症予防の推進 ウ 社会参加に向けた支援	エ 認知症の人を介護する家族への支援 オ 適切なサービス提供に向けた取組
3 持続可能な福祉の仕組みづくり	(1)地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活を続けるための支援 イ 多様な住まいの確保 ウ 介護予防のための取組	エ 多職種による連携 オ 相談体制の充実
	(2)介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付 イ 介護保険サービスの整備	

3 第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

基本目標	基本方針	基本施策
1 障がいに対する理解促進・差別解消	(1)ノーマライゼーションの推進	ア 普及啓発 イ 情報バリアフリーの促進 ウ 意思疎通支援の充実
	(2)ボランティア活動の促進	ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組 イ ボランティア・市民活動センターの拡充 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
	(3)福祉のまちづくりの推進	ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 イ 住宅のバリアフリー化の促進 ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進 エ 心のバリアフリー
	(4)防災・防犯対策の充実	ア 防災対策の推進 イ 見守り・防犯対策の推進
2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実	(1)情報提供・相談支援の充実	ア 障がい者サポートセンターの充実 イ 相談支援体制の充実 ウ 地域移行の推進 エ 虐待防止対策の推進
	(2)障害福祉サービスの充実	ア 自立支援給付の充実 イ 地域生活支援事業の充実 ウ 一般サービスの充実
	(3)保健・医療の充実	ア 生活習慣病等の疾病等の予防 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
	(4)経済的自立の支援	ア 年金・手当等の支援 イ 権利の擁護
	(5)住居の確保	ア 居住支援 イ グループホームの充実 ウ 居住環境の整備
	(6)支援ネットワークの整備	ア 地域自立支援協議会の機能の充実 イ 分野横断的な連携体制の構築
3 障害特性に応じた療育・教育	(1)障がい児支援の体制の確保	ア 障がい児保育 イ 相談支援体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 特別支援学校等との連携の推進
	(2)切れ目のない支援体制の整備	ア 療育ネットワークの構築 イ 家族、保護者への支援の強化
4 就労支援・居場所づくりの推進	(1)学習・文化・スポーツ活動の振興	ア 文化活動等の支援 イ 障がい者スポーツの振興
	(2)交流機会の拡大	ア イベント事業等の充実 イ 地域における交流機会の創出
	(3)就労の促進	ア 障害者就労支援センターの充実 イ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

第5章 計画の進行管理

1 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

2 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。

3 協働による計画の推進

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の取組に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民は、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動することが求められています。地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。

(2) 青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

(3) NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。

(4) サービス提供事業者・企業の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開のほか、他のサービスとの連携、利用者本位のサービス提供の取組、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や市民参加の支援および福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

企業は、募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加するなど、社会貢献活動が求められています。見守り活動、災害時の連携など、その専門性と機動力を發揮し地域福祉の活発化に取り組みます。

(5) 庁内の関係部署との連携・情報共有

行政は市民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

福祉ニーズの複雑化・複合化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超越して、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、あらゆる主体が同じ方向に向かって地域福祉を推進していくためにも、計画を周知し、情報共有を図るとともに、関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。